'19年2月21日 経朝

契約社員にも退職金

東京高裁、支払い命じる

東京メトロの子会社「メトロコマース」の契約社員として駅の売店で販売員をしていた女性4人が、正社員との間に不合理な待遇格差があるとして損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が20日、東京高裁であった。川神裕裁判長は「長期間勤務した契約社員に退職金の支給を全く認めないのは不合理」とし、4人のうち2人に退職金45万～49万円を支払うよう命じた。

非正規労働者には退職金が支給されないケースが多い。原告側弁護団によると、支払いを認めた判決は初めて。

川神裁判長は、原告の2人が10年前後にわたって勤務したことから「退職金のうち、長年の勤務に対する功労報償の性格をもつ部分すら支給しないのは不合理」と述べた。金額は正社員と同じ基準で算定した額の「少なくとも4分の1」とした。

住宅手当に関しても職務内容によって必要性に差異はないと指摘。3人への11万～55万円の支払いを命じた。一方、配置転換の有無などの労働条件が異なるとして賃金や賞与の格差は容認した。

'19年2月21日道 新朝

非正規に退職金認める

東京高裁「長年勤務で不合理」

東京メトロの子会社「メトロコマース」の契約社員として、駅の売店で販売員をしていた女性4人が、正社員との間に不合理な待遇格差があるとして損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は20日、「長期間勤務した契約社員に退職金の支給を全く認めないのは不合理」として、4人のうち2人に45万～49万円の退職金を支払うよう命じた。一審東京地裁判決は請求の大半を棄却していた。

非正規労働者には退職金が支給されないケースが多い。原告側弁護団によると、支払いを認めた判決は初めて。川神裕裁判長は、原告の2人が10年前後にわたって勤務していたことから「退職金のうち、長年の勤務に対する功労報償の性格をもつ部分すら支給しないのは不合理だ」と述べた。金額は正社員と同じ基準で算定した額の「少なくとも4分の1」とした。

判決は、住宅手当に関しても、生活費補助の側面があり、職務内容によって必要性に差異はないと指摘。3人への11万～55万円の支払いを命じた。

一審と同様、早出残業手当の割増率の格差は不合理と判断したほか、正社員とは配置転換の有無などの労働条件が異なるとして、賃金や賞与などの格差は容認した。原告側は認められた支給額が低いとして上告する方針。

'19年2月21日朝 日朝

契約社員にも退職金、命令

メトロ売店 正社員と同業務

東京高裁

東京メトロの売店で働く子会社の契約社員ら4人が、正社員と同じ業務なのに待遇差があるのは労働契約法に違反するとして、差額賃金など計約5千万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が20日、東京高裁であった。一審・東京地裁は早出残業手当の待遇差を違法と判断したが、川神裕裁判長は住宅手当、退職金、褒賞の差も違法と認め、3人に計約220万円を支払うよう命じた。一審判決は、1人に約4千円の賠償を認めていた。原告弁護団によると、同種の訴訟で退職金の支払いを命じたのは初めて。

高裁判決は、契約社員に退職金がないこと自体は「不合理ではない」とする一方、原告たちの場合は契約が原則毎年更新され、65歳という定年も設けていると指摘。約10年間勤務した2人については、正社員の4分の1の支給を命じた。

同社は「判決の詳細が分からないため、コメントは控えたい」とした。

（北沢拓也）

'19年2月21日読 売朝

契約社員へ退職金命令

勤続10年「格差 不合理」

東京高裁判決

東京メトロの駅の売店で働く契約社員ら4人が、同じ仕事の正社員と格差があるのは不当だとして、メトロの子会社「メトロコマース」（東京）に差額賃金など計約4900万円の支払いを求めた訴訟で、東京高裁は20日、請求をほぼ棄却した1審判決を変更し、退職金など計約220万円の支払いを同社に命じる判決を言い渡した。川神裕裁判長は「長期間勤務した契約社員に退職金を支給しないのは不合理だ」と述べた。

非正規社員と正社員の待遇格差を巡っては、最高裁が昨年6月、「格差が不合理かどうかは賃金の項目ごとに判断すべきだ」との初判断を示した。その後、格差是正を図る司法判断が相次いでいるが、原告側によると、同種訴訟で退職金の支払いを命じたのは初めて。

原告は契約社員1人と元契約社員3人の女性。退職金などの支払いを求めたが、2017年3月の1審・東京地裁判決は、現社員1人の早出残業手当のみを認め、他の請求は退けた。

この日の高裁判決は、退職金について「長年の勤務に対する功労報償の性格がある」と指摘。勤務期間が約10年に及ぶ元社員2人には正社員の4分の1の退職金が支払われるべきだと判断した。住宅手当など3種類の手当についても格差は不合理だとして、現社員1人と元社員2人に、1人当たり計約66万～約87万円の支払いを命じた。

判決後に記者会見した原告の契約社員・後呂良子さん(64)は「当たり前のことが、やっと認められた。判決に満足はしていないが、一歩前進した」と話し、原告代理人の滝沢香弁護士は「退職金が初めて認められたことには意義がある」と述べた。ただ、原告側は「支払い額が少なく、最高裁の判断を仰ぎたい」として上告する意向。一方、同社は「判決文が届いておらず、コメントは差し控えたい」としている。

水町勇一郎・東大教授（労働法）の話「契約社員に退職金を払わない企業が多い中、インパクトのある判決だ。今後は退職金の支給対象となる契約社員の勤務年数や正社員との格差の程度について、社会全体で議論を進める必要がある」